

燃料費高騰等により事業に影響を受けている運送事業者に対して、新たに導入する次世代省エネ自動車の購入経費の一部を支援します。（一部改正）

上天草市運送事業者燃料費高騰に係る事業用省エネ次世代自動車導入補助金要領

1. 対象者 ※ 次の項目をすべて満たす必要があります。

- 本市に本社を有し、貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営む中小企業者（個人含む）であること。
- 現在も事業を行っており、今後も事業を継続する事業者であること。
- 市税等の滞納がないこと。
- 上天草市暴力団排除条例に規定する暴力団又は密接関係者に該当しないこと。

2. 対象車両

対象者が**事業用**として令和5年4月1日以降に購入した、電気自動車、優良ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、低炭素型自動車（平成27年度燃費基準＋10％達成以上のディーゼル車。ただし、大型車（車検証上の車両総重量12トン超）については、平成27年度燃費基準＋5パーセント達成車以上とする。なお、軽自動車及び乗用車は除く。）

※リース契約の車両は除く。

3. 補助金の額

令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に**購入し登録した車両の、車両本体価格の3分の1**（千円未満の端数があるときは端数を切り捨て）を補助します。ただし、車検証上の車両総重量7.5トン未満50万円、車両総重量7.5トン以上100万円が上限です。

4. 申請の手続きについて

（1） 申請方法

対象車両の購入前に、下記の書類を提出してください。

※購入後の申請も可能ですが、申請前に観光おもてなし課までお問い合わせください。

（2） 提出書類

- ① 補助金申請書（様式第1号）
- ② 運送業を営んでいることを確認できる書類の写し
- ③ 市税の未納がない証明書

- ④ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）。個人の場合には所得税の確定申告書の写し（令和４年度収支報告書含む）又は住民税の申告書の写し。
- ⑤ 購入する車両の車両本体価格が分かる書類
- ⑥ 上天草市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第２号）

5. 実績報告について

（１）報告方法

購入車両の登録が完了しましたら、下記の書類を提出してください。

（２）提出書類

- ① 実績報告書（様式第６号）
- ② 購入した車両の購入費用の内訳等が確認できるものの写し
- ③ 購入した車両の支払い事実が確認できるものの写し
- ④ 購入した車両の車検証の写し

（３）提出期限

令和６年２月２９日まで（必着）

※期限を過ぎた場合は補助金の交付ができません。早めに提出してください。

6. 交付確定について

提出いただいた申請書等をもとに、観光おもてなし課で審査の上、補助金の交付確定を行い交付確定通知書（様式第７号）を交付します。

7. 補助金の支払いについて

交付確定を受けた方は、交付確定を受けた額について、速やかに補助金請求書（様式第８号）を提出してください。請求書を受理した後２週間を目途に補助金をお支払いします。

8. 補助事業の書類について

本補助事業に関する書類等は、**５年間（令和１１年３月３１日まで）**保存し、その間に、市が内容の確認を要請した時には、いつでも応じられるように管理してください。

◆ 本補助金に関するお問合せ・提出窓口 ◆

上天草市観光おもてなし課 産業振興係

電話番号 0964-26-5531 電話受付時間 平日 8:30～17:00

メールアドレス sangyo@city.kamiamakusa.lg.jp

●申請書等ダウンロード（上天草市公式ＨＰ）

[https:// www. city. kamiamakusa. kumamoto. jp/q/aview/52/17837. html](https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/q/aview/52/17837.html)